

# 疑開抄と和歌童蒙抄（下）

——童蒙抄の流布本と異本——

浅田 徹

要旨 和歌童蒙抄の伝本について論ずる。現存伝本は書陵部蔵501—810本を除きすべて同一系統と言われている（書陵部本を異本、他を流布本と呼ぶ）。本稿では両者に検討を加え、どちらにも他の系統による校合が加わっていることを示しつつ、流布本から異本へと範兼自身により増補・整理が進められたと想定、流布本に校合された「或本」が両者の中間的位置に立つ本であったと位置付けた。また、異本は現在本来の類書の形態を崩し、堀河百首題を中心として再構成された形態になっており（この再構成は後人の所為と思う）、しかも巻三—巻六を失っているが、その欠落部を補える可能性を持つ断片として高松宮旧蔵「部類和歌集」を紹介した。



一、はじめに

本稿は早稲田大学本庄高等学院研究紀要15号（平8・3月）に掲載した論文の続稿である。所属の変更により上下がそれぞれ別の雑誌に掲載されることになったことをお断りする。なお、稿中で「前稿」と称するのは右の論文を指す。

前稿では今井明氏の紹介された資料に基き、散逸歌学書である疑開抄についての考証を行ったが、その過程で疑開抄と密接な関係にある和歌童蒙抄についても言及が必要になり、本稿では童蒙抄の書誌的問題を扱うことを予告したのであった。実際に作業をして見ると、当初予測していたよりも童蒙抄の書誌は複雑であり、本稿はいくつかの問題点を指摘するに留めざるを得なくなったが、これによりいくらかでも童蒙抄という歌学書が利用しやすくなれば幸いである。

さて、童蒙抄に関する研究はこれまで決して多くなく、書誌に限って言えば参照すべき文献は僅かである。久曾神昇氏『日本歌学大系』第一巻及び別巻一解題は互いに相補うべき面を持つが、諸本は同一系統であり、元久二〜三年（1265〜1266）の印雅奥書・正応三年（1290）の転写奥書を持つのが本来であること、書陵部蔵本（501―810）が唯一違った内容であり、こちらが草稿本と認定され、流布本は精撰本であること（ただしその論拠は示されていない）などを述べている。なお、周知の通り歌学大系は童蒙抄の巻十（歌論部分）のみを第一巻に翻刻し、他の九巻は別巻一に至って初めて収められた。その際、巻十は草稿本たる書陵部本を用い（いくらか流布本で校訂されている）、巻一〜九は精撰本の志香須賀文庫本に拠っており、底本が違っていることは注意されなくてはならない（ただし、巻十は両系統でそれほど大きな違いはない）。

川瀬一馬氏『古辞書の研究』（昭30）はやはり諸本が同一系統であることを述べ、諸本の奥書等を紹介する。ついで川瀬氏は『古辞書叢刊』に尊経閣本を複製刊行され（昭50）、その解説で同本が現存最古写本であり、室町初期写と認めるべきことを指摘された（『古辞書の研究』では慶長頃と見ておられたのを、精査した上で改められたもの。『古辞書の研究』増補版では訂正されている）。

その後、滝沢貞夫氏は「和歌童蒙抄」について（中古文学24、昭54・9）において、歌学大系解題が書陵部本を「草稿本」と認定したのに異議を唱えられ、同本は流布本を改編・再構成したものに過ぎないと論じられた。現在の所これに対する久曾神氏の反論等は提出されていないようである。

それぞれの論の詳細については稿中で改めて取り上げることとする。以上が童蒙抄の書誌研究の現状であり、そこで大きな問題となつてゐるのは久曾神氏のいわゆる「草稿本」の素姓であることが知られる。本稿もその解明に取り組みたいが、その前に流布本の側の問題を整理することから始めたい。なお、「草稿本」「精撰本」という久曾神氏の用語は内容に対する評価を含んでいるので、とりあえず書陵部本を「異本」と呼び、他を「流布本」と称しておく（念のため言うと、書陵部には他にも童蒙抄の写本がいくつかあり、それらは流布本である）。

因みに、歌学大系第一巻解題の末尾に触れられている別本（童蒙抄 刑部卿範兼撰」、書陵部蔵501―846）は、久曾神氏が述べられる通り和歌童蒙抄ではないが、「南北朝時代、即ち明德元年（奥書年時―浅田注）あたりに成つたものであらう」という推測は疑問で、鎌倉初期の成立と考えても支障のないものである。同書は彰考館にもあり、両本を調査の上山田洋嗣氏が全文を翻刻しておられる（福岡大学総合研究所報119、平元・3）。今後の研究が期待される作品である。

## 二、流布本の検討（一） 歌学大系本の位置

流布本は現在まで二十数本が知られているが、皆同一系統と考えてよいようである。歌学大系以外に私が内容を確認したのは国文注釈全書十九巻の翻刻を含めて十本に過ぎず、いずれも複製本か国文学研究資料館のマイクロフィルム及び紙焼写真本によって披見したものである。とりあえず披見した諸本を掲げておくならば、尊経閣文庫蔵本〔古辞書叢刊〕の複製）・内閣文庫蔵本（202—98）・同文庫蔵和学講談所本（202—95）・書陵部蔵谷森本（谷17）・静嘉堂文庫蔵松井文庫本・筑波大学図書館蔵本（ル212—77）・同（ル212—78）本・刈谷図書館蔵本（1488）・ノートルダム清心女子大学図書館蔵黒川本（D102）・東北大学狩野文庫本（4—20142—1、但し巻五から末尾までの零本）・国文注釈全書巻十九所収本（木村正辞本）となる。

内容を確認した伝本も少なく、またこれらのすべてを詳細に校合したわけでもないので、本来ならば何を発言する資格もないようなものであるが、おおよその見当が得られた所もあるので報告しておきたいと思うのである。

まず、歌学大系本の位置について述べたい。前述の通り歌学大系が流布本を翻刻しているのは別巻一に収める巻一〜九であり、志香須賀文庫本を底本として校訂を加えた由の注記がある。現在最も広く使用されている本文であり、その性格については周知されている必要があると思うが、残念ながら歌学大系の解題は十分とは言えない。例えば、しばしば歌学大系では（一）に囲まれた本文が現われるが、これについての説明はない。実はこれはすべて後人注記なのである。

このことを明確にするためには、歌学大系に掲出された志香須賀本奥書から見て行くのがよい。最初に「本記云」として引く元久奥書と「以右大弁禪門本書写…」という転写奥書は流布本に共通のもので、これについては流布本全

体の問題を考える際に改めて検討する。次に和文の識語がある。同じ識語を有する刈谷図書館本などに拠りつつ誤写と思われる箇所を訂正して掲げると次のようになる。

便もとめて花の都へある人のがり此書を取に遣し、に、雁の使に言伝おこせらる。夫此書は異説の五家髓腦の中也。故中務卿法印季吟書置かれ侍しより多年心をつけて求めしに、今や見る事価なき玉を得たるが如し。書籍人名及所名朱引、誰所為なる事を不知。尚略今句切・清濁・正誤などは点朱抹白而已は予が仕業也。猶正謬其後哲矣。

寛保癸亥初冬天

向南邑人

寛保癸亥は三年（1753）。「向南邑人」は多年探索していた童蒙抄を京都のある人から送られて、「価なき玉を得たるが如」く喜んでこの識語を書き付けたのである（川瀬氏は季吟筆本を入手したように解しておられるが、季吟が「書置かれ侍し」とは童蒙抄が「五家髓腦」の一つであるということを書いていたとの意であり、童蒙抄自体を書写していたということではなからう）。季吟を「故中務卿法印」と呼ぶ呼び方や、「向南」という号から、この人物は北村家の人であろうと推測される（「向南亭」は季吟以来北村家の人々がしばしば名乗った雅号）。この識語を持つ刈谷図書館本や静嘉堂文庫本には多くの書入れがあるが、そこには「春水云」とする注がかなり見える。識語から江戸に居住していると推測できることも合致し、「向南邑人」は北村春水ではなからうかと思う。この識語を持つ本は彼が「正誤」を「抹白」（胡粉で塗抹する意であろう）してしまっていることには注意を促したい。文面からして、他本によって校合を加えることはできなかったはずで、引用の原典との照合や解釈によって本文を改めたものと考えられ、こ

の系統の本文に問題のあることを予想させる。

いま特に取り上げたいのは、刈谷図書館本や静嘉堂文庫本に見られる多くの書入れ注である。春水の注が見られることはすでに述べたが、もう一人、春水よりむしろ多くの注を加えているのが「蕉下庵」なる人物である。これは恐らく江戸の俳人心祇であろう。『俳文学大辞典』によると心祇は浅草蔵前の札差で、祇空門に入り四時觀連衆の一人として享保年間から活躍していたようである。春水との関係については不明であるが、宝暦十三年（1763）に五十七歳で没したとあるから時代的には一致している。春水は童蒙抄を京都（「花の都」）から得たと言い、一方蕉下庵心祇は江戸の俳人なのであるから、心祇の注が春水の見た本にすでに付されていたとは考えにくく、恐らく心祇は春水から該本を借覧したのであろう。

蕉下庵の注は歌学大系の（一）に囲まれた部分に一致することが多い。刈谷図書館本に拠りながらその例を挙げよう。番号は新編国歌大観番号、頁数は歌学大系のそれである。

・ 665 蕉下庵曰成蹊 此文史記ニモ出セリ↓（成蹊之文、史記にも出り）（262頁）

・ 764 蕉下庵云タツくシトハタトくシ也同集大伴旅人ノウタニモヨメリ↓（たづくしとはたどくしなり。同

集大伴旅人の歌にもよめり）（281頁）

・ 808 蕉下庵云ヤマトコト、云ヨリヒケレト云フニヤ コトヒキ 巨ノ字トソ↓（やまとこと、云ふよりひきけれと云ふにや。ことひ牛は巨の字とぞ）（290頁）

歌学大系で（一）に入れられたこれらの文言は江戸時代中期以降に本文化したものであるわけだ。該当する書入れ

が刈谷本になくても同系の静嘉堂本には存在するという例もある。さらに問題なのは、歌学大系において（ ）が付けられていないものにも「蕉下庵曰」注と一致するものが見えることである。全例を掲げておく。

・ 589 是毛解落チタリト見タリ 蕉下庵曰キソトハ昨日也シモヨトアレハ昨日ノ夜也↓きそとは昨日也。しもよとあれは昨日の夜なり。(249頁)

・ 590 猪田ナルヘシ同集ニシ、タ守コト、アリ↓猪田なるべし。同集にし、だ守ごと、あり。(249頁)

・ 803 蕉下庵云久敵胡之武芸波古宇馬ハツくニアヒミシコラシアヤニカナシモトアリ書写ノアヤマリ歟 又万葉集第十二 柎楮 柎楮 マセ越ニ麦咋馬ノ罵ルレト猶モ恋シクオモヒカタヌヲ↓ませごしにむきはむ、まをのらるれどなほもこひしくおもひかてぬを 同十二にあり。(289頁)

最後の例は歌学大系では例歌が一首増えているのである。「ませごしに」の歌は新編国歌大観では歌学大系による追補として969という番号が与えられている(新編国歌大観の底本である尊経閣本にはこの歌はない)。これらも当然書き入れの本文化であり、童蒙抄本文からは排除せねばならない。さらに、同様にこの系統にのみ存在すると思われる次の文言も研究的な書き入れの本文化である可能性が非常に高い。

・ 21 或説に夜中は近江国の名所夜中湯と。(132頁)

・ 402 三車とは羊車、鹿車、大白牛車也。(209頁。他本は傍線部空白とする)

・ (巻七目録・木部) 冬 埋木 箒木 (240頁。他本は傍線部ナシ)



・ 542（見出し）躑躅 いか草の部に入るにや。（241頁。他本は傍線部ナシ。）

・ 730南史曰、卷七十四、霸城王整之姉妹、襄陽為衛敬瑜妻。（276頁。他本は傍線部ナシ）

・ 845況天下大宝、人君重位、非大命何以得之哉。瑞、宝也、信也。天以宝為信、応人之徳。故曰瑞応、無天命無宝信、不可以力取也。餒之采をまきて食はしむるなり。飼鳥と云てはなし。（298頁）

・（同、注末尾）続日本紀第二十卷にあり。（299頁）

このほか、後人の考証によつて引用和歌の集付を改めたり、引用本文を校訂したりしたと思われる痕跡は枚挙に暇がない。「蕉下庵」注記に関わるものでは、822歌が他本では「貫之が詠也」となっているのに、歌学大系で「躬恒が詠也」とあるのは、当該箇所「蕉下庵曰此歌諸本ミツネトアリ全書写ノ誤歟」とあるのに従つて校訂したのであると考えられる（293頁。蕉下庵が「諸本」と言っているのは「諸文献」の意味で、他の童蒙抄写本を見たのではないことは他の注記から明瞭である）し、また826歌初句が他本「アラタツノ」である所を歌学大系本が「あらたへの」に作るのは「蕉下庵云諸本アラタエノトアリ」との注記に従つたと見られる。童蒙抄は引用の典拠を丁寧記す作品であるために、蕉下庵や春水に限らず和学者たちの考証意欲をそそつたらしく、多くの写本に原典との照合の注がある。時代の下がる写本ほどその影響を受けており、歌学大系本はその程度の大きい本に属すると判断される。

以上は歌学大系を使用する際に注意すべきことである。国文注釈全書本もやはり書入れの本文文化があり、現在の所活字翻刻のみに頼るのは危険である。

### 三、流布本の検討（二） 尊経閣本と流布本の形成

流布本のうち、「向南邑人」識語のない系統の方が原態に近いことは前節に見た通りであるが、それらの伝本についてさらに考えたい。

これらのうち最も古い書写の伝本は（と言うより、童蒙抄のすべての伝本の中でも最古本なのだが）、室町初期写という尊経閣本である。他はすべて江戸時代の写しであるから飛び抜けて古いことになる。同本は片仮名本であり、川瀬氏も推測される通り、童蒙抄はそれが本来の形であろう。異本の書陵部本は平仮名本であるが、「み」を「あ」としばしば誤るなど、片仮名本の形態を経ていることを思わせる誤写があり、右の推測を裏付けるのである。

尊経閣本は全十巻を二巻ずつ五冊とする。これは童蒙抄の多くの伝本に見られる形態で、流布本諸本の祖となった元久書写本（印雅筆本）においてすでにそうであったものと考えられる。各冊末尾には奥書があり、尊経閣本によってこれを掲出しておこう（歌学大系本には欠けているものもあるので注意）。

#### ・ 第一冊（巻二末尾）

本

元久三年四月十六日於長尾房以証」本令校合畢

以書本一校了

#### ・ 第二冊（巻四末尾）

本

元久三年十二月七日於喜多院御所長爐「馳筆書了」

同三年四月十日於長尾房以証本」一校畢

・第三冊（卷六末尾）

以書本一校了

・第四冊（卷八末尾）

以書本一校了

・第五冊（卷十末尾）

本記云

此抄者範兼所作也以彼本書写」校合了

本

元久三年二月卅日以或証本一校了

印雅

以右大弁禪門本書写了

一校了

以書本一校畢

先学の指摘をまとめつつ以上の経過をたどって見よう。印雅は元久二年（1195）十二月頃、仁和寺喜多院の御所において恐らく範兼自筆本を以て書写、書本を以て一わたり校合（再点検）を終え、ここにまず流布本の基が作られた。

卷四末尾の奥書に「元久三年十二月七日…」とあるのは次の行に「同三年…」とあることから判るように「二年」の誤りであろう。書写者の名前は記されていないが、次の校合行為との時間的近接から、印雅と見てよいであろう。「喜多院御所長廬」(歌学大系本「屯廬」)は「直廬」の誤写と思われる。

次いで翌年二月から四月に掛けて印雅は長尾房において「或証本」を以て全体を校合した。不思議なことにその日程は第五冊・第二冊・第一冊の順に進んでおり、まったく逆順であったことになる。今のところその理由は思い付かない。

印雅は仁和寺の僧で、顕昭の和歌の弟子であったことで知られる。印雅の事跡については西村加代子「顕昭の古今伝授と和歌文書」(国文論叢12、昭60・3。『平安後期歌学の研究』平9に収録)に詳しく、この奥書にも検討が加えられている。印雅の典籍書写は顕昭と密接な関わりがあり、童蒙抄「或証本」を校合した元久三年(四月二十七日に建永と改元)の九月には顕昭から古今伝授も受けている(伏見宮本古今集奥書)。西村論文の推定するように、童蒙抄の書写と校合には顕昭が関わっていた可能性が高い。

さて、次にこの写本は真観(右大弁禪門)の所持となったようである(あるいは転写本かもしれない。歌学大系解題は真観の書写奥書がないことから転写ではなく伝領と見ている)。その真観本を以て某が書写した本が流布本の基になっているわけであるが、ここで問題なのは、多くの流布本では卷四末尾に尊経閣本にない次の奥書が付加されていることである(歌学大系本にもある)。

・正応三年九月十九日以書本一校訖

正応三年（1180）には真観はすでに没している（建治二年1176没）。歌学大系解題は真観本が「右大弁禪門本」と称されるのは真観没以前であるべきだと判断、正応の奥書は真観本からの転写奥書よりもおくと解釈し、流布本全体を、正応の転写を経ない系統（尊経閣本）と正応本の流れを引く系統（他の多くの流布本）に分類している。真観没後にその所持本（または真観筆本）が「右大弁禪門本」と呼ばれることが本当にあり得ないかどうか疑問もあるが、それより重要なのは右の正応奥書の有無によって流布本の系統を分かつことの是非である。

実は、正応奥書を持つ本のうち、内閣文庫202—98本や書陵部蔵谷森本、ノートルダム清心女子大学本などは、改丁・改行などが尊経閣本と極めてよく似ている。特に谷森本は字形までそっくりであり、尊経閣本の忠実な複写であることを疑うことはできそうにないのである。これらほどに似ていない本でも、巻末の奥書だけは似せ書きを繰り返したと思しい字体になっていることがあり、それらはやはり尊経閣本の面影を残している。流布本はすべて尊経閣本から発していると考えるべきではないだろうか。流布本諸本は尊経閣本の犯した脱字（一〜二字程度のもの）が正しく記されているところがしばしば見られるなど、一見すると尊経閣本から派生した伝本とは信じられないような点もあるが、童蒙抄が和学者達によつてよく読み込まれた作品であつたことを思うと、ある時点で校訂が加えられた可能性は高い。

そう思つて正応奥書のある巻四末尾（第二冊末尾）を見ると、右の内閣文庫本・書陵部蔵谷森本・ノートルダム清心女子大学本などでは、尊経閣本にある元久奥書のあと丁を改めて正応奥書を書いていることが分る。一方、尊経閣本の当該部分を見ると、元久奥書の丁の次の丁が「一丁切り取られているらしいことが複製本でも看取できるのである」（脱稿後原本閲覧の機が得られ、確かに切られていることを確認した——注）。本来はここに正応奥書があつたのではないだろうか。試案として提示しておきたい。

尊経閣本は書写年代が古いばかりでなく、多くの声点注記や、元久の校合に遡ると思われる「或本」注記（後述）などを最も豊富に有しており、流布本の原態を考える上で最良の資料である。例え右の試案の如く流布本諸本の祖本の位置に立つと見なくても、本稿の考察の資料として尊経閣本を用いることは十分根拠のあることであると信ずる。

尊経閣本は『校本万葉集』が万葉歌を引用する資料として童蒙抄を掲出するために用いて以来、特に翻刻などの対象になったことはなかったが、新編国歌大観がこれを底本に選んだ（複製本による。担当は井上宗雄・山田洋嗣両氏）ことは注目される。歌学大系本の問題箇所多くはこれを参照することにより訂正し得るわけである。ただし、新編国歌大観は童蒙抄の有するすべての和歌を掲出しているわけではなく、歌注の中に引用されている和歌（証歌）には採択されていないものもある。採択・非採択の区別は尊経閣本が当該歌を改行掲出しているかどうかによるようである。これは一つの見識であると思うが、歌学大系では改行掲出されている和歌が新編国歌大観には見えないために、尊経閣本と歌学大系本とが大きく異なるかのような印象を受ける可能性はあろう。実際には歌学大系が一首多いだけである（前述の「ませごしに」歌）。念のためこれも付言しておく。

#### 四、流布本の検討（三） 「或本」注記の分析

久曾神氏と滝沢氏との間に、流布本と異本との位置付けについて意見の対立が見られることはすでに述べた通りであるが、実はこの問題を考える上で見逃せない資料が流布本の内部に存在する。

流布本のうち、尊経閣本とそれに近い本には「或本」などによる多くの異文注記が存在する。これらの注記は現在では失われた童蒙抄伝本の姿を知りうる点で重要な意味を持っていると思われるが、いまだ言及されたことがない。歌学大系本ではこれらの注記がほとんど整理されてしまっているのも一因であろう。「或本」注のほか、「イ本」「イ

という形の注記、また特にそのような表示なく異文が併記されているものなども少なくないが、表示の様態の違いがそれぞれ別の本との校合行為に対応するのかどうかはまったく不明である。尊経閣本巻十目錄の「雑体」のうち「旋頭」には「諸本無書落」と注記があり（事実巻十には旋頭歌の解説が流布本・異本ともに欠けている）、「諸本」と見比べた旨述べられているから、一本のみを見たのではなかったものと思われるが、複数の対校本について述べているのはこの例のみで、一つの箇所複数の校異が挙がることもないから、それほど多くの本と比較したのでもないだろう。

異文注記をすべて掲げると繁雑になるので、一字程度の異同を注したものは除き、形態的な差異を中心に主要なものを尊経閣本により一つ一つ検討して行く。その際それぞれにつき異本の当該箇所も参照することにする。この結果は興味深いものである。

(1) 233 「イヌガミノトコノヤマナルイサヤガハイサトコタヘヨワガナモラスナ」歌注冒頭「古今第十三ニイレリ」  
傍注（173頁）

\* 「万葉第七ニアリ本」

古今集墨減歌108で、本来は確かに巻十三（652の次）にあるべきもの。万葉集では巻十一270に入る（ただし童蒙抄引用本文は古今集の方に一致）ので、「万葉巻七」にあるというのは誤り。異本は欠落部。

(2) 289 「キミガタメイハフコ、ロノフカケレバヒジリノミヨノアトナラフトゾ」歌注の頭注（182頁）

\* 「或本ニハ此歌尺等聖部ニアリ」

この歌と注とは人倫部の「皇子」の項目にある。この三首後が「聖」の項目で、現在そこには292「イニシヘノナ、ノカシコキヒトッモノ」（竹林七賢）の注のみがあるが、「或本」では「キミガタメ」歌は「聖」の項目にあったと言うのである。「ヒジリノミヨトハ、カシコキミカドノ御時トイフナリ」という注が含まれていることによるのである。流布本内にそのような形態の本は見付からない。異本は欠落部なので不明である。

(3) 350 「ヲモヒキヤヒナノワカレテヲトロヘテアマノナハタキイサリセムトハ」歌注(194頁)のうち、歌学大系11 行目「又云、恒山ノ四鳥ノ雛ニナリテ：」からを改行し、その行頭に注記

\* 「或本此詞又有」

ここはかなり長文の注だが、この注によれば「又云」以下は本来の親本にはなく、「或本」には存在したので増補したと言うのである。事実、この前の部分では範兼は「ヒナノワカレ」につき「ヒナトハエビストイフコトナリ」という説と、「恒山ノ四鳥トビワカレタルニヨリ雛ノワカレトイフ」という説との二説を立てて「イヅレニテモタガハザルベシ」と結論は保留していたのを、後半部分では「ヒナ」≡「エビス」説を廃して「恒山四鳥」説を主張するに至っているのであって、これが同時に書かれたとは考え難いのである。範兼の意見に変化が生じ、新たな結論部分を付け加えたのが「或本」の形態であったと考えて誤るまい。

あるいは、「或本」は範兼自身の意見を反映しているのではなく、童蒙抄を読んだ後人が自分の意見を書き加えたのだという解釈も成り立つかに思えるが、そうではない。なぜならば当該部分は顕昭によって袖中抄に抄出されており、そこには童蒙抄歌注の前半・後半を合せた形で「童蒙抄云」と引用するからである。顕昭までの間に後人注記の混入を考えない限り(その可能性はかなり少なからう)、「或本」部分もまた範兼の所為であったと考えるべきである。



なおこも異本は欠落部。

(4) 365 「キミガヨハタエジトゾヲモフ神風ヤミモスogaハノスマムカギリハ」歌注（198頁）のうち、歌学大系13行

目「又同九云、息長足姫ノ尊…」からを改行し、その前の行間に注

\* 「カミカゼヤイセノウラワニシキヨスルトコヨノナミヤキミカヨノカズ 此心ナリ 或本ニ此歌コ、ニアリ

然而本ニ奥ニアリ」（「カミカゼ」の頭に鈎点あり）

改行点の直前は日本書紀垂仁天皇二十五年三月条を引き、天照大神が伊勢国について「是神風伊勢国ハ即常世之浪シキミヨル重浪シキミヨル帰国也云々」と述べたという記事で、注が引く「或本」歌「カミカゼヤ…」はその託宣の表現に基づいているから、ここに引用されることに特に不自然はない。この歌は現在の童蒙抄では一首おいて後の367に置かれている（「然而本ニ奥ニアリ」とはこのことを指す）。その注は同じ託宣を引くだけであるから、365注の中にまとめてしまっても問題はないだろう。これだけではどちらの形態が先行するかは決定し難い。しかし後人があえて改めねばならぬこととも思われず、範兼自身の手になる変更と見ても支障はなからう。こも異本は欠落部。

(5) 569 「ナツノイケニヨルベサダメヌウキクサハミヅヨリホカニユクカタモナシ」歌注冒頭（246頁）

\* 「或本云、延喜十三年亭子院歌合ノ第廿三番ニ、左ニテ興風ガヨメルナリ…」

これは歌学大系にも載せられている。これを文字通り読むならば、この歌注は本来の親本には存在せず、「或本」によつて補つたということになる。これまで見てきた例からの類推でいくとそう読むのが自然であろう。ここで重要なのは、この部分が異本にも存在し、そこでは「延喜十三年亭子院歌合の…」と、冒頭の「或本云」のない形で始ま

っていることである。これは、「或本」が異本に近い形態のものであったことを暗示しているのではないか。さらに異本ではこの後に同じく「萍」の項目に属する「水の上によるべさだめうき草もこのながれておひにべらなれ」（流布本にはない歌、新編国歌大観番号951）とその注があるのも注意しなくてはならないが、それについては後で述べる。

(6) 605の前、項目見出し「辛藍」の注(252頁)

\* 「此両字端ノ目錄ニナシ然而付或本書之」

これも歌学大系本に残っている注記。巻七草部の目録には確かに「辛藍」はない（歌学大系では（一）に入れて補われているが、これは後人注記が入り込んだもの）。「或本」に付いてこれを書いたとは、従って「或本」の目録に従ってこの本の目録にも「辛藍」と書き込んだというのではなく（目録には「辛藍」が欠けたままなのだから）、「或本」に拠つてここに項目見出し「辛藍」を書き入れた（本来の親本にはなかった）ということである。その際、親本になかったのは「辛藍」の二字だけだったのか、それとも605歌とその注のすべて（「辛藍」は例歌一首のみで構成されている項目である）を欠いていたのかは決定し難い。ここでも異本を参照すると、「辛藍」の見出しと歌・注が存在しており、「或本」注記は見えないことが知られる。

(7) 648 「ナニハツニサクヤコノハナフユゴモリイマハ、ルベトサクヤコノハナ」歌注(259頁)の冒頭、「古万葉集

云、新羅ノ人王仁ガ大鶴鶴ノ天皇ニタテマツレルウタナリ」の次、「彼天皇…」を改行し、その行間に注記

\* 「ナニハトハ難波ト云也 或本如此注書也」

歌学大系本では「大鶴鵜天皇に奉れる歌也」の後に「仁徳天皇、是也。応神天皇次帝也」があるが、尊経閣本ではこれは「大鶴鵜ノ天皇」の傍注である。異本でも同様なので恐らくそれが原態であったろう。

注記によれば「或本」は「彼天皇……」の前に「ナニハトハ難波ト云也」の字句があったという。流布本にそのような形態の本はないが、異本には確かに「なにはとは難波といふなり」とあって一致している。

(8) 655 「ワガヤドノイツモトヤナギイツモくオモガコヒスナナリマシツトモ」歌注末尾「南史曰、陶潜宅辺有五

柳樹。嘗自著五柳先生伝」の後（261頁）

\* 「或本説」と小字にて付加。

「或本説」がどこからを指すのか判然としないが、尊経閣本では「南史曰」から改行してあるのでここからであろうか。とにかく本来の親本は注の末尾が現在の形より短かったのを「或本」により補ったのであろう。異本はこの歌注のすべてを有しており（「或本説」の三字はナシ）、「或本」の形態と一致している。

(9) 707 「ワガイヘハミワノヤマモトコヒシクハトブラヒキマセスギタテルカド」歌注のうち、歌学大系7行目の「イナツマノヒカリニ、タリ。レウシコレライテアテツ……」の「イテ」に波状の点（除棄記号）を掛けて傍

注（270頁）

\* 「イ本無」

前述の通り「或本」と「イ本」との間に区別があるかどうかは不明。しかしこの「イ本」は現在の異本と強い関連を持っている。すなわち、「レウシ（獵師）コレライテ」のあたりに「イ本」は脱落があったようなのだが、実は異

本はまさにここに脱文が存するのである。尊経閣本は「レウシコロライテアテツ。トゞマラズシテナヲキタリムカフ。又イテアテツ。ソノタビ風雨ヤミテカヘリヌ」とあるのに対して、異本は「れうしこれを射あてつ。そのたび風雨やみてかへりぬ」となっていて、傍線を付した類似の語句間の目移りによる脱文を犯したことは明らかである。

(10) 722 「モ、チドリサヘツルハルハモノゴトニアラタマレドモワレゾフリユク」歌注(274頁) 末尾「春ニナリテヨ

ロヅノトリノヤハラギナクナルベシ」の「トリ」に傍注

\* 「諸鳥或本」

異本はこの箇所「春になりてよるづの諸鳥のやはらぎなくなるべし」とあり、「或本」と一致している。

(11) 885 「アル、ムマハミナアシゲニゾミエツレドサハニウツレルカゲニゾアリケル」歌注、「一番右「春駒歌也」

右大弁通俊卿判云」(歌学大系第一卷383頁、「」内は割注)の傍注

\* 「イ本無」

異本(ここでは歌学大系底本)では「右大弁」の三字がなく、「イ本」に一致。

(12) 893 「ヤマガハニコ、ロボソクゾスダクナルヒトツミナル、ヲシニヤアルラム」歌注、「通宗判云、スダクトハ

…」(384頁)の傍記

\* 「俊卿或本」

異本では「通俊卿判云」で、「或本」に一致。

〔13〕 926 「アクルマデマチカネヤマノホト、ギスケフモキカデヤ、マムトスラム」歌注、「左周防内侍右頭綱、帥大納言ノ判ニ左方……」（390頁）

\* 「四字或本無」

異本は「帥大納言ノ」ナシで「或本」に一致。

以上、冗長ながら一つ一つ注記を検討してきたが、尊経閣本に見える「或本」等の異文注記が総体として現在の異本に近しい本との校合を示唆していることは確かめられると思う。また、ここには繁雑を恐れて取り上げなかった細かい異文注記のうち、異本と対照可能なものは高い確率で異本の本文に一致することも付言しうる。前述の通り尊経閣本の異文注記は複数の本との校合の累積である可能性が高いのだが、顕著な形態の違いがセットになって現存の一伝本である異本と一致することは、これらがばらばらの伝本の特徴の寄せ集めではなく、現在の異本に近い系統の本がかつて存在し、その痕跡が尊経閣本に累積されたいくつかの伝本の異文情報の中で強い光を放っているのだと解釈することをおけるのではあるまいか。

いま仮にこの仮想の本を「或本」と呼ぶことにするが、もちろんそれは現在の異本そのものではない。現在の異本は、後述する通り「或本」よりも一層流布本とは隔たった形態を持つ本をさらに後人が改編したものである。しかし、流布本と異本との間を仲介するような本文の情報が見られるとするならば非常に貴重なことである。特に異本は現在のところ零本であり（新資料については後述する）、流布本の巻三から巻六に掛けては「或本」の情報が重要性を増すことになるのである（右の1〜4）。また、例（3）で見た通り「或本」が範兼自身の手になる本と考えられるこ

とは、異本の形成を考える上で重要な手掛かりを与えるだろう。

なお、流布本の祖本を書写した印雅と密接な関係にあった顕昭が「或本」系統の童蒙抄をも披見していたことが判明することから、<sup>(1)</sup>流布本に「或本」が校合されたのは印雅の元久三年の校合の折ではなかったかと推測したい。奥書にはほかに別の本による校合の履歴が見当たらないのも消極的ながらこれを支持するであろう。

繰り返すが、流布本は本来の親本に別の童蒙抄を校合し、その要素を取り入れた本なのである。従来の研究では流布本に異本的な要素があらかじめ組み込まれていたことを考慮しておらず、ために童蒙抄の成立過程に関わる興味深い情報が埋もれてしまっていたのは残念なことである。

以上を確認し、異本の位置付けに移りたい。

## 五、異本の検討(一) 特有歌について

異本の書陵部本は歌学大系解題が初めて紹介したもので、これを「草稿本」、流布本を「精撰本」と位置付けた上、両者の組織編成の違いを詳しく書き上げている。ところが同解題にはなぜ久曾神氏が異本を流布本より先行する形態と認定されたのかは記されていない。あるいは、時節部が異常に肥大した異本の姿が、各部をおおむね均等に分割する流布本に比べてあまりにも未整理なものと映ったからであろうか。それは感覚的に十分理解できることであるが、滝沢氏の批判が出て論拠としての力は失われたと言つてよい。すなわち、滝沢氏によれば異本が各部から季節に関わる素材をかき集めて時節部に部類しているのは、堀河百首題・永久百首題の秩序に基づく童蒙抄の新たな便覧化を図つた改編行為の結果なのであつた。

滝沢氏の論証は十分なものであり、本稿もこれに従いたい。しかし問題はそこでは終わらないと思う。歌学大系解

題は両者の差異について「その主なる相違は、排列順序の変更などのみで、内容は殆ど一致してゐる」と述べるし、滝沢氏も「注解の本文自体には殆ど相違が認められず、わずかな誤写や数文字程度の表現の差が見られるに過ぎず、これは管見に及んだ通常本の間に見られる範囲と同程度のものでしかない。したがって両本間に見られる相違は、項目の大幅な移動と、少数の引用歌の順序の変更のみであるといえる」と論じておられるので、両者にはほとんど内容に違いがないような印象を受けるが、例えば新編国歌大観の書陵部本による追補部分を見ていただければ、異本には十八首の特有歌があることが知られる。現在の異本は巻三から六までを欠く零本なのだから、本来はもう少し特有歌が多かったと考えるべきで、これは簡単に無視してよい数字とは思われない（なお、流布本にあつて異本には欠けている和歌もあるので、単純に異本が十八首多いわけではない。詳しくは後述する）。本稿ではその差異に注目し、さきの流布本の検討と合わせて童蒙抄の形成過程について考えてみたいのである。

異本は今の所翻刻などがないが、異本特有歌にはどのような注が付いているのかだけはまとめて情報を提示しておく方が便利であろう。以下、特有歌のすべてとその注文を掲げておく。

・ 951 水の上によるべさだめぬうき草もこのはながれておひ(マ)にべらなれ（569の次）

近江のみやすとよ人(マ)さうしにて宮はなといふ題をあはせけるによるなり。

・ 952 見えずともたれこひざらん山のはにいさよふ月をよそにみてしか（19の前、ただしこの辺り順序乱れる）。

万葉第三に有。いさよふとは不知夜とぞかきたる。さればよをふることをしらずといふころか。

・ 953 はしきやしまぢかきことのきみ、むとおほのびにかも月のてりたる（18の次）

同に有。はしきやしとはよしといふ歎。愛(ハシキヤシ)也思とかけり。いつくしとも云歎。よしやよしはなれぬさとの

きみきぬとおほのびにかも月のてれるは、是上の歌とおなじ歌なり。おほのびにとはゆたかにしづかなりといふなり。大能備オホノビにとかけり。是江都督説なり。

・954 天原ふりさけみればかすがなるみかさの山にいでし月かけ（16の次）。

古今第九に有。仲丸がもろこしにものならひにまかりわたりて、このくにへかへらむとて明州といふ所に船にのるとて月をみてよめるなり。ふりさけとはふりあふぎといふ也。春日カスガとかけり。

・955 わが心なぐさめかねつさらしなやをばすて山にてる月をみて（954の次）

古今第十七に有。委見大和物語。つねのことなればか、ず。

・956 秋山にきばむこのはのうつろはるかはるぐや秋をみまほしみせん（841の次、ただし項目が「黄葉」となる）

万第八に有。きばむとよめり。

・957 さよふけてころもしでうつ音きけばいそがぬ人もねられざりけり（151の次、ただし項目が「擣衣」となる）

後拾遺第五に有。伊勢大輔歌也。しでうつとはさげうつといふにや。とかく申すことなり。

・958 やまだもる秋のかりほにをく露はいなおほせ鳥の涙成けり（957の次、ただし項目が「稻負鳥」となる）

古今第五に有。忠峯歌なり。

・959 かくしつ、猶やおひなんみゆきふるおふあらしの、さ、ならなくに（598の前、ただしこの二首をまとめて項目

「篠」とする）

万第七にあり。

・960 ひるはせきよるはこひぬるねぶりのき君のみみむと我さへにみむ（718の次、項目「合歡木」

万第八にあり。



・ 961 しましくもひとりありうるものにあれやしまのむろの木はなれてあらん（960の次、項目「樫」）

万十五にあり。しましくとはさまあしくもといふにや。又ものいはでといふなりとも。

・ 962 もののふのやそをとめこひくみとよむてら井のうへのかたかしの花（961の次、項目「樫」）

（注ナシ）

・ 963 はるさればわきつのかはとはあゆこさばしる君待がてに（831の次）

同にあり。あゆこさばしるとよめり。

・ 964 ありそ海のうらめしくこそおもほゆれうたがひをのみ人のひろへば（963の次、以下計五首は項目「貝」）

六帖にあり。躬恒が歌なり。

・ 965 いせのあまのあさな夕なにかづくてふあはびのかひのかた思にして（964の次）

万十一にあり。かづくとは海にいりとりするを云也。あはびのかひはこうのみかたつかたにつきたるより  
て、かた思とは云なり。

・ 966 伊勢の海のなぎさによするうつせがひむなしたのみによをつくしつる（965の次）

六帖にあり。貫之歌也。うつせがひもなきといへば、むなしきことによそふる也。

・ 967 いとまあらばひろひにゆかん住吉の岸にありてふこひわすれがひ（966の次）

同にあり。わすれといふ貝のあるなり。

・ 968 かひすらもいもせぞなべてあるものをうつし人にてわがひとりぬる（967の次）

かひは、ふたおほいをめがひ、をがひと云なり。

以上が異本特有歌である。逆に異本には存しない歌もある。前述の通り異本は流布本と大幅に編成が異なり、かつ上中下三巻のうち中巻を欠いているので、現存の異本に見えなくても実は欠落部分に移されていた可能性はあるのだが、とりあえず現存部分で見える限りという条件付きで以下に掲げよう。

- ・ 80 シモノウヘニアラレタバシリイヤマシニアアラ<sup>マ</sup>レマキコムトシノヲナガク
- ・ 155 シハスニハアハユキフルトシラヌカモムメノハナサクツボメラズトモ
- ・ 549 イササメニヲモヒシモノヲタゴノウラニサケルフヂナミヒトヨヘニケリ
- ・ 615 サクラアサノオフノシタクサツユシアラバアカシテユカムヲヤハシルトモ
- ・ 726 ユキノウチニハルハキニケリウグヒスノコホレルナミダイマヤトクラム

右の五首について注目すべきは、童蒙抄内部での重出歌が三首あることである。すなわち、80は97と、155は90と、726は104と重複して出ているのである。また、549は歌の重出はないが、「いささめ」の注は191にもある。615については類似の注もないが、袖中抄が「サクラアサ」の項目に諸説を引用しながら童蒙抄に触れていないのは興味深い。顕昭は基本的には流布本を使用していることが引用から推測されるのだが、あるいは顕昭のみた流布本系本文には615はなかったのかも知れない。とにかく、異本にない歌五首のうち三首が重出歌であることは偶然ではあり得ず、常識的に考えれば異本は重出歌を整理した形態であると見るべきではないか。

一方、前掲の異本だけにある十八首を見て行くと、これも増補を思わせる点がある。これらの歌は各部・各項目の末尾に存在するケースが目につくのである。960〜962は木部の末尾に増補されたものと考えてよいし、964〜968によつて

形成される「貝」部も魚貝部の末尾に当たっている。952～955の月歌は西系統の歌順が大きく異なるので単純に比較できず（後述）、956「黄葉」957「擣衣」958「稻負鳥」はそれぞれ歌一つで一項目を成しているので判断ができないが、興味深いのは951「萍」である。

前述した通りここ（歌学大系246頁）は流布本内部に「或本」からの増補が認められる部分であった。

〔流布本〕

萍

569 ナツノイケニヨルベサダメヌウキクサハミツヨリホカニユクカタモナシ

或本云、延喜十三年亭子院歌合ノ第廿三番ニ左ニテ興風ガヨメルナリ。ウキクサハネモノクテウカレアリクナリ。晋司馬獻詩曰、汎々江漢萍、飄蕩水無根。

〔異本〕

萍 草部 早苗下

569 夏の池によるべさだめぬうき草はみづより外に行かたもなし

延喜十三年亭子院歌合の第廿三番に左にて興風がよめるなり。うき草はねもなくてうかれありくなり。晋司馬詩曰、汎々江漢萍、飄蕩水無根云々。

951 水の上によるべさだめぬうき草もこのはながれておひにべらなれ

近江のみやすとよ人のさうしにて宮はなといふ題をあはせけるによめるなり。

流布本の本来の親本には569は無く（従って「萍」の項目もなく）、「或本」によってこれを補ったのであろう。あるいは当初歌だけが掲げられていて注がなかったのを、「或本」から補ったとも考えられなくはない。しかし951は補われていないのだから、「或本」には951はなかったのだと考えるべきである。従って「萍」の項目は、ナシまたは569歌のみ（流布本祖本）↓569あるいはその注のみ増補（或本）↓951増補（異本）の順で成長したと推定される。

「或本」が異本と近い要素を持っており、かつ流布本祖本より後の形態かと思われるのはすでに述べたが、異本の持つ特有歌などは存在していなかったと考えられよう。童蒙抄の成立にはまずこの三段階を想定するべきであろう。

異本の形態にまで成長させたのは誰だったのだろうか。右のデータだけでは結論が出にくいようだが、ここで重要になるのは、前稿で指摘した疑開抄との関係である。前稿に述べた通り、疑開抄は童蒙抄の主要な資料の一つであると考えられるが、疑開抄には童蒙抄異本特有歌を対象とする注が見られるのである。伊達文庫蔵「松が浦嶋」の抄出から引用しよう（疑開抄の注番号は前稿で付したものの）。

- ・ 46 いさよふとは、よをふるをいふなり。又よをふる事をしらずともいふ。（童952）
- ・ 51 ふりさけとは、ふりあふぐといふ也。（童954）
- ・ 57 しでうつとは、しとくとうつといふ也。（童957、ただし注は異なる）
- ・ 119 あまのかづくとは、海のそこにいるをいふ。（童966）

ほかに49「かくらくとは、かくるゝといふ也」は流布本21歌、52「すだくとは、いでいりすといふ也。なくともいふ」は流布本33の歌の注だが、それぞれ異本にしかない注文との一致が見られる。異本増補歌が本来の部分と同じく

疑開抄と密接な関係を有しているのは、等質の編集作業の継続を示しているように思うのだがどうであろうか。

特に、「月」の項目について興味深い現象が見られる。疑開抄・異本・流布本の歌順を対照して掲げよう（異本は月部の最初から仮に番号を振る）。×はナシである。

疑開抄	46	47	48	49	50	51	52
異本	1	3	4	7	8	10	17
流布本	×	17	18	21	29	×	33

異本特有歌の入っている位置（流布本が×の箇所）を含めて、異本が疑開抄の順序に従っていることが明瞭である。つまり、異本の増補は本来の部分と無関係に行われているのではなく、流布本の編集作業が疑開抄からの抄出を基盤にしていることを熟知し、さらにそれを継承する意図を持った人間でなくては行えない種類のものなのである。それは範兼本人と考えるのが最も自然であり、異本の原態（改編前）も範兼の手になるものと推定したい。<sup>(2)</sup>

童蒙抄の現在の姿は、決して完成形態ではない。歌のみ掲げて注が空白である箇所、目録には掲げられているのに実際には存在しない項目、または見出しのみ掲げて何行分かの空白が取ってある箇所も稀ではない。異本が「貝」部五首を増設しているのも、実は流布本目録にはすでに実体を伴わないまま「貝」が掲げられていたのである。「これこれのことについては何部を見よ」と言うような参照指示は多いが、その中には実際には存在していない部門もある。範兼の百科事典たる本書（漢籍の類書の構造に酷似していることは川瀬氏が早く指摘しておられ、疑問の余地はない）は、部門の拡張と充填を不断に繰り返して成長し続けるのが本意だったのではなかったか。

現在の異本は堀河題などによって時節部が異常に膨れ上がった形態になっているが、それが本来ではなかったことは滝沢氏が詳しく論証しておられる。この改編行為を含めれば童蒙抄の成立は四段階となるわけである。滝沢氏はその改編者について「再構成本の識語を信するならば、再構成者は範兼自身であり、仁平以前の年代からすれば、二条天皇へこの本を進講した事も想像できよう」と述べておられるが、異本の識語には範兼自身の再構成を記したような文言は見当たらず（「刑部御藤原範兼卿仁平以往所抄也」とあるのみ）、その論拠には疑問を覚える。<sup>(3)</sup> 右に見てきた範兼の本書拡充の歩みを考えると、百科事典としての秩序・構造を根本的に崩してしまふような現在の異本の形態が範兼自身の意図するところであったとは思われぬ。堀河百首題の配列を基に実用的に改編された作品の存在については以前論じたことがあるが、これもその系列に加わるべきものであり、作者自身は関与しなかつた改編と考えたい。<sup>(4)</sup>

## 六、異本の検討（二） 「部類和歌集」について

高松宮旧蔵（現歴史民俗博物館蔵）歌書の中に「部類和歌集」なる整理書名の全五十三丁からなる江戸期の写本がある。私は国文学研究資料館の紙焼写真本（C21）で見ただけなので書誌データを示すことはできないが、恐らく本来は無題であつたものと思われ、仮の題簽に「分類和歌 無名 再調」と書き、鉛筆で「分」を消して「部」に改め、また「無名 再調」は鉛筆で斜線を引いて抹消してある。仮題を付けた上で題名を再調査しようとして結局不明であつたのであろう。

しかし、実はこれは和歌童蒙抄の写本であり、巻六447「網子」（221頁）から同巻末尾までの断片なのである（末尾近くに二丁落丁がある）。項目の配列は流布本と同じであり、また異本では時節部の夏に移されている451「照射」（222頁）が流布本と同じ位置にあるので、少なくとも現在の異本の形態とは違うことは確認できる（巻六は異本欠落部で

あり、この部分で異本と対照可能なのはこの一条のみである。

ところが、本文を校合してみると流布本との違いが目立ち、異本系の写本なのではないかと疑われる。もしそうであれば現在の形態に改編されてしまう前の（流布本と基本的に同じ構造の）異本の姿を伝える唯一の伝本ということになるので、断簡ではあるが紹介しておくわけである。

同本の大きな特徴は次の三点である。（1）流布本493「イニシヘノウラシマノコガツリ舟ハラナジウラニゾミトセコグテフ」（229頁）とその注を欠く。（2）流布本が見出しのみ掲げて一面空白とする「仏」の項目（234頁）に「阿舞多羅三藐三菩提の仏立我たつそまにみやうがあらせたまへ」歌がある（ただし注はなく一行空白とする）。（3）流布本525「カミノマスハヤセニシノブカラフネノヲトニタテジトツ、ムワリナサ」（236頁）歌が「神のますたかものふねをさすさほのおとにたてじとつ、むわりなさ」（二句は「たかせのふねを」の誤写か）という形になっている。

（1）で493がないのは一見流布本の方が増補したかに見えなくもないが、実はここは「玉匣」の項目であるのに直前の浦島子伝の話に引きずられて箱の出でこない歌を掲げてしまっていたのであり、それに気付いて削ったのが「部類和歌集」の形だと見たほうが適切であろう。

（2）は有名な歌なので書写の過程で誰かが補ってしまった可能性がなくもない。しかし範兼の所為であることを否定することもできない。

（3）は単なる誤写による異同とは思えないが、この歌は「古歌」と注にあり、出典がわからないことに注意する必要がある。原典に当たり直して本文を訂正することはできなかったはずなのに、どうして大きく歌句が変わっているのだろうか。山田洋嗣氏はこの種の歌は範兼が自ら故事に適合するような歌を新作して紛れ込ませているのではないかという考えを提示しておられ、もしそれが正しければこの例は範兼が自作を推敲していたこと例になるのかも

しれない。ただし山田氏の説の当否にはここでは深入りしない（童蒙抄の編集についての別稿を立ててそこで論じた）。

「部類和歌集」は本文の細かい所でも注意すべき点があるが、いずれにしてもあまりに小さな断片であるので、これ以上憶測を重ねることは避けたい。完本から物理的原因によって脱落して断簡となったことは明らかなので、残余の部分の出現を期待したいものである。

### 七、異本の検討（三） 流布本との接触

異本を「草稿本」と見た久曾神氏に対し、滝沢氏がそれを否定するために挙げた論拠の一つは、異本の各巻頭に据えられた目録が流布本のそれとまったく同じである点であった。これは説得力のある批判であり、異本が本来流布本と同様の編成を持っていたことを証明するものと言えよう。その場合、異本は内容的に増補されているのに、その各巻頭の目録が異本特有の項目名を持たないことが問題になるが、内容が加えられる度ごとには目録の方まで手を入れなかったために不整合が起ったものかと推測するほかはない。逆にこのことを以て、改編が加えられた時の異本にはまだ異本特有項目がなかったのだと推論することは、前節で確認したこれらの項目の持つ性格から見て適切ではなからう。

ところで、異本に特有なこととして、それぞれの見出し（目録ではなく、本文中の）の下に小字で、それが本来どこにあるべき項目かを記す注記（本文と同筆）があることが挙げられる。例えば「藤草部 春草下」「五月雨第一卷 春雨下」「百千鳥鳥部 第二番歌なり」「立秋第二卷 秋節 早秋」のようなものである。これらは異本（書陵部本）の上巻（巻二まで）には丁寧につけられている。それに対し下巻では一か所にしか見えないが、異本は各部から時節に関わ



る項目を時節部に集合させた本なので、卷三以降は所々本来の項目が間引かれているに過ぎず、大きな順序の相違はないために省略したのかもしれない。

この注記は一つ一つ検討してみると、間違いなく流布本の形態におけるそれぞれの項目の所在を示したものであることが確認できる。滝沢氏はこの注記を書陵部本奥書の「此抄三帖、以准后本為氏自筆、仰宣胤卿光忠等写之。二度加校合。尤可秘藏者也」と関係づけられ、この校合の際に「通常本との位置の違いに気付いて」書き入れたものかと推測しておられる。奥書の「二度加校合」とは「准后本」を写した後に二度まで親本とのチェックを行って疎漏のないように努めたとの意であろうから、滝沢氏の言われるような「通常本」（流布本）との校合を述べている奥書ではないと思うが、しかしそのこととは別に、これらの注記が流布本を参照しつつ異同を記し付けたものであると考える点については認められるべきであろう。異本の改編者が自ら改編前の形との関係を心覚えのために書き残しておいたものという解釈もあり得なくはないが、異本特有歌のみで構成された項目（「搦衣」「稲負鳥」）にこの注記が存在しないのはそれでは説明できず、やはり流布本との校合によって付けられたと考えるべきである。

そうであるならば、現在の異本は伝来の間に流布本系の本と接触し、かなり精細に比較されていることになる。本文にも流布本系の影響があると考えるのが自然であろう。書陵部本には異文注記はさして多くないが、その中には10「月たちて」歌の注「三か月の女のまゆににたるなり」に「ホソキ或」と傍記するのが流布本では「ホソキツキノ」と一致する例、647「浜木綿」の注「是は伊勢にみくまの、浦といふうらの有也。みくまの、うらといふ」に「まい／又イ」と傍記するのが流布本では「又クマノ、ウラト」とあるような例は注意しておく必要があるかもしれない。異本の本文を純粹に伝える資料として書陵部本を無批判に使用するのはやや問題を残すわけである。

## 八、異本の検討（四） 注の異同

さて、異本には流布本との間に歌注の異同が少なくない。現存の書陵部本は決して善本とは言えないが、流布本の誤りを訂正できる場合があるのはもちろんであるし、また注が変化していった痕跡を読み取り得ることもある。

流布本を補訂できる例としては591「ときしまし（つ）いなばのかぜになみよれる」及び592「いかでかはいなばもそよといはざらん」歌の注（249頁）がある。

村上御時、斎宮の女御ながをかと云所にすみ給けるにたてまつらせ給ける御歌也。此歌の心は、いなご丸といふ虫は稲のいでくる時にあるなり。御物ねたみ『やありけん、その虫とおほしくて、稲葉のかぜにとよませ給へるを心得させ給て、秋のみやこの外にあるとかへさせ給なり。秋のみやとは后を申せば、后にもあらねばなどか物ねたみ』もせざらんとよませ給へり。御集にははぢてのせられずといひつたへたり。

流布本では『』を付した部分が目移りによって脱落している。また、5「天の河うきぎにのれるわれなれや」歌注（129頁）の中程、「うきぎにのれるとは、金谷園記曰、漢武帝張騫』を使として河の源をきはめしむ。騫」牽牛国にいたりて、たなばたの河の辺にて紗をあらふをみる」も同様に流布本は目移りで脱したのである。

次に、異本において流布本より注が増えている例がいくつか見出だされる。

・18「あめにます月よみおとこぬさはせん」歌注のうち、「あめにますとは、空にませと云也」の次に「月よみおと

ことはかつらおとこ也」あり。（131頁）

・21 「たびにあればよなかをさしててる月の」歌注のうち、末尾の「或説に夜中は…」（後人書入れの本文文化）がなく、かわりに「かくらくとはかく（るカ）なといふなり」あり。（132頁）

・33 「すだきけむ昔の人もなきやどに」歌注のうち、「河原院にて恵慶がよめるなり」のあとは次の通り。「すだくとは集多とかきてぞ万葉によみたれば、おほくあつまるをいふ詞なり。又出入をいふなどぞ申めれど無下の僻事也。」（134頁）

・54 「あふことのかたいとなればしら玉の」歌注末尾、「中疑にこそあしくこゝろえてかきたためれ」あり。「中疑」に波状の点を掛けて「本定」と傍記。（137頁）

・95 「うちなびき春ざりくればしかすがに」歌注は次の通り。「万第一歌也。うちきらしとはうちなびきといふなり。しかすがにとはさすがにといふ。あま雲とはそらの雲なり。」掲出歌初句「うちなびき」の「なびき」に「キラシ」と傍記して合点。歌注の「うちきらしとは」にも合点。（143頁）

・98 「み山にはあられふるらしと山なる」歌注のうち、「朗詠にもあり」のあとに「真碎葛色（マシケンカツラ）づく」とよめり」あり。（同頁）

・58 の前、項目見出し「蓮」に「みのはちのすににたればはちすといふ」と注あり。（244頁）

・670 「桜がり雨はふりきぬおなじくは」歌注末尾、「又は、さくらの花こゝかしこにみありくを、さくらがりといふなり、此歌の心はすこしくらがりて雨はふりきぬとよめるなりと中疑にはかけり」あり。（263頁）

一方、異本のほうが分量的に少ないのは次の例である。

・ 339 「あらたまの月待までにきまさねば」歌注のうち、「あらたまとはあたらしといふ心なり」のあと、「アラクヤ 環に月のにたるといふことによりてよめるか」と終り、批判の言辞を欠く。(192頁)

・ 587の前、項目見出し「菊」の注ナシ。(248頁)

・ 606 「あぢさるのやへさくごとくやつよにを」歌、歌のみあつて注を欠く。(252頁)

・ 848 「いちじろくひるはけしきをみせじとて」歌注末尾、「因得心疾甚」まででその後を欠く。(300頁)

注の諸要素の順序が双方で食い違っているような例もあるが分量的に変わらないものは割愛する。八対四で異本のほうが分量が増えている例が多いことになる。異本のほうが増えている例のうち21と33とは増加部分と疑問抄逸文とが一致することはすでに述べた。一方、異本の方が少ない例のうち606で異本に全く注が欠けている(歌はある)のはむしろ書写の間に脱落したのではないかと疑われる。童蒙抄でまったく注無しに歌を掲げることほとんどないからである。異本の増補本性格は右のデータからも裏付けられることになろう。

ところで、異本にのみある注の中で目に付くのは「中疑」なる書物の引用が二か所見えることであろう(54・670)。さらに541「むらさきのちりうちらはらひ春の、に」歌注では、「古詩」の引用の後、異本は「中疑抄云、懶字はわかきとよむべきなり懶(アヤ)といへるは僻事也。…」(「懶」は衍加か)とあり、流布本では「或説」となっているとあるが「中疑抄云」と替っている(傍記で「或説トモ」と流布本校異が付けられている)から、「中疑抄」が正式の書名で、以上三か所で名前が出ていることになる。一方流布本には一度も登場しない。

この作品についての情報は管見に入らず、委細は全く不明である。童蒙抄は先行歌学書を引用するときほとんど書名を表示しないのに、この書物のみは三度も名前を出し、しかもそれは異本に限られているのだから、これは後人による追補ではないかという疑いが当然生ずるであろう。しかし、54などでは「中疑抄」を攻撃する言葉が加わった

だけで、注釈自体は増えていない。そう思つて見ると、541でも範兼はこの書物の説を「僻事」として批判しているし、670も（意味のわかりにくい注だが）先行部分を勘案するとうも批判しているらしい。541・670では範兼は流布本時点ですでに名前を出さずに「中疑抄」を引用・批判していたのであるが、異本の段階に至つて何かの理由で同書をおおつぱらに攻撃すべく書名を露わにした、という経緯が考えられるのではないだろうか。

ここで注意すべきは、541が堀河百首歌であることである。当然「中疑抄」の成立はそれ以後となり、同書の作者は範兼と同時代の人である可能性も考えられるわけである。異本段階でわざわざ名前を出したのは、作者との何かの対立関係によるものではなかつただろうか。試案として提出しておきたい。

## 九、まとめ

本稿で記述してきたことを列挙する。

- (一) 流布本諸本は恐らく尊経閣本に発する転写本であろうと予想されること。転写の過程で蕉下庵ほかの多くの考証的な書入れが加わり、歌学大系本ではそれらの一部が本文化していること。
- (二) 流布本はその本来の親本に「或本」（一本とは限らない）で校合を加え、本来の親本には存しなかつた部分を補つた痕跡が認められること。「或本」注記をまとめて見て行くと、現在の異本と流布本の本来の親本との中間に立つような形態の伝本の姿が浮かび上がる。また、その形態の本も範兼自身の手になるものと想像されること。

(三) 異本は現在後人により堀河百首題などに基き大幅に改編されているが、改編前の形態を考へても流布本とは

無視できない差があり、異本は増補・整理が加わった後次の本であること。また、それらの処置はやはり範兼自身によると考えられること。注意すべき断簡として高松宮旧蔵「部類和歌集」があること。流布本の本来の親本から「或本」形態へ、さらに異本へと範兼は止むことなく本書の組織の拡充に努めていたと推測され、現在見る限りそれはまだ完結していないこと。異本では「中疑抄」なる歌学書に対する批判が一つのモチーフとして認められること。現在の異本には流布本系伝本との校合が加えられており、本文を扱う際にはそれに留意する必要があること。

前稿で、童蒙抄の成立時期に関する諸説についても整理を試みると予告しておいたのであるが、書誌的問題の整理のみであまりに長大になってしまったので本稿では断念し、童蒙抄が先行する歌学書などに対してどの様な姿勢を取っているかを考察する別稿を立て、そこで併せて論ずることにしたい。本稿においては疑開抄との関係を掘り下げる余裕もなくなってしまったので、題目と内容とが一致しなくなったことをお詫びしたい。

徒らに長い叙述となつてしまつたが、歌学大系を開いて本稿の挙例を書き込んで行けば、おおよそ諸系統の概要が把握できるように配慮したつもりである。今後の本書の研究にいささかでも資するところがあれば幸いである。

末筆ながら、貴重な御蔵書の調査を御許可下さった尊経閣文庫・宮内庁書陵部、種々御教示を頂いた山田洋嗣氏にこの場を借りて御礼申し上げます。

注

- (1) 引例は略するが、顕昭が用いていたのは基本的には流布本祖本の形のものであろうと考えられる。「或本」系の童蒙抄をも披見はしたのだろうという程度のことである。
- (2) 東野泰子氏「『八雲御抄』編集の方法―信西日本紀鈔と和歌童蒙抄の利用を中心として―」（文学史研究32、平3・12）は順徳院の利用した童蒙抄を異本系と推定する（93注の存在による）。異本系への増補行為を範兼本人まで遡らせる上で有力な傍証と言えよう。顕昭に親近した上覚の和歌色葉が異本特有歌（96）とその注を引用している（歌学大系182頁）ことも注目されよう。
- (3) 前稿の注（5）で、滝沢氏が異本の改編者を範兼以後の何者かであると論じておられたように記していたのは私の思い違いであった。滝沢氏にお詫び申し上げ、訂正しておきたい。
- (4) 「初度百首における崇徳院―付、改編本散木集と堀河百首―」（早稲田大学本庄高等学院研究紀要14、平8・3）。
- (5) 「和歌童蒙抄」の注釈―「古歌」の問題を中心として―」（和歌文学研究49、昭59・9）。

補記

脱稿後、古筆切資料の存在を失念していたことに気づいた。いずれ機会を得て補説したい。